

報道関係者各位

令和4年8月2日

府政記者室、中丹広域振興局、舞鶴市政記者クラブ同時資料配付

みなとオアシス京都舞鶴うみとびら運営協議会

京都府港湾局
(港湾企画課 0773-75-0192)
舞鶴市役所産業振興部
(みなと振興・国際交流課 0773-66-1037)

「みなとオアシス」登録と地域活性化を推進 ～「みなとオアシス京都舞鶴うみとびら運営協議会」の発足について～

京都舞鶴港では、みなとを核としたまちづくりを推進するため、国土交通省の「みなとオアシス」への登録を目指し、このたび、官民による「みなとオアシス京都舞鶴うみとびら運営協議会」を設立しましたので、お知らせします。

1 みなとオアシス京都舞鶴うみとびら運営協議会 概要

(1) 設立趣旨

舞鶴港の「みなとオアシス」登録を契機に、関係者が協議・連携・検討し、舞鶴港を核とした地域活性化の取組を推進する。

(2) 協議会構成団体

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 舞鶴地域本部（舞鶴観光協会）
舞鶴さかなセンター協同組合、舞鶴商工会議所、舞鶴商工振興会、京都府港湾局
舞鶴市産業振興部

オブザーバー：近畿地方整備局舞鶴港湾事務所、第八管区海上保安本部総務部

(3) 事務局

京都府（港湾局港湾企画課）、舞鶴市（産業振興部みなと振興・国際交流課）

(4) 設立日

7月20日（水）

(5) その他

「みなとオアシス」登録後、本協議会は運営者として活動していきます。

2 今後の予定

令和4年秋の登録を目指します。

<参考>「みなとオアシス」の制度概要

「みなと」を核とした地域住民の交流や観光振興を通じた地域活性化を促進するため、地域住民の参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を国土交通省（港湾局長）が「みなとオアシス」として登録する制度。全国で154箇所の「みなとオアシス」が登録（令和4年3月17日時点）。京都府では、平成22年9月に宮津港、平成26年7月に久美浜港、令和3年4月に伏見港が「みなとオアシス」に登録されています。



SDGs 未来都市

舞鶴市みなと振興・国際交流課（担当：井上、中山、板橋）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1037、FAX:0773-62-9891

E-mail:minato@city.maizuru.lg.jp